

平成30年度第3回兵庫県後期高齢者医療制度懇話会

議 事 次 第

日時：平成31年1月24日（木）午後2時～

場所：兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 後期高齢者医療制度に関する国への要望について
- (2) 保険料軽減特例の見直しについて
- (3) 低所得者に係る保険料軽減判定所得の見直しについて
- (4) 療養費の支給の適正化について
- (5) 保健事業について

3 閉 会

平成30年度第3回
兵庫県後期高齢者医療制度懇話会
資 料

平成31年1月24日

兵庫県後期高齢者医療広域連合

目 次

- (1) 後期高齢者医療制度に関する国への要望について・・・・・・・・・・ 1
- (2) 保険料軽減特例の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 低所得者に係る保険料軽減判定所得の見直しについて・・・・・・・・ 10
- (4) 療養費の支給の適正化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (5) 保健事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(1) 後期高齢者医療制度に関する国への要望について

(写)

後期高齢者医療制度に関する要望書

平成30年11月15日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な制度改革が行われてきた。しかしながら、社会保障費が国の財政を圧迫しており、高齢者数がピークを迎える2040年を見据えた社会保障改革について国民的議論が必要になっている。

このような課題の中、安定した後期高齢者医療制度の運営を行うため、以下の事項について、国による積極的な対応、実現を要望する。

記

1. 保険料等に関する事項

保険料等に関することについて、以下の措置を講じること。

- ① 平成31（2019）年度に見直すことが検討されている低所得者等に対する保険料軽減特例措置（均等割）については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することとあわせて恒久化についても検討すること。

やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する負担軽減施策と併せて実施するとともに、保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講じること。

- ② 次期保険料率改定において、一人当たり医療給付費の伸びや後期高齢者医療負担率の上昇等により被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充すること。

また財政安定化基金を保険料の増加抑制のために引き続き活用できる仕組みとして恒久化するなど、制度の安定化を図ること。

- ③ 国庫補助金と保険料を財源として実施している後期高齢者の健康診査及び歯科健康診査について、保険料の負担抑制のため、補助基準単価及び補助率の引き上げを行うこと。

- ④ 後期高齢者の窓口負担の在り方について、国の「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。」とされているところであるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持とすること。

また制度の改正等を行う場合、その見直し内容及びその必要性について、広域連合及び市区町村へ早急に情報提供を行い、国は十分な周知期間を設け、被保険者に対し丁寧な説明を行うとともに、周知・広報に係る費用については国が全額負担すること。

2. 標準システムに関する事項

標準システムに関することについて、以下の措置を講じること。

- ① システムを改修する必要がある場合は、改修内容と各関係機関に係る対応スケジュールを早急に示し、システムの不具合がないよう検証したうえで実施すること。
- ② 機器更改に関する費用については、バージョンアップ等の経費が大幅に増加する見込みであり、市区町村からの負担金抑制のため、国において財政支援をすること。

さらに保険料の軽減判定の誤りの要因となっている所得の算定方法について、税法上の所得をそのまま引用できるよう、国民健康保険制度は平成33（2021）年を目安に調整を進めるとされており、後期高齢者医療制度においても同時期に実施すること。

3. あはき療養費の適正化に関する事項

あはき療養費の受領委任制度の取扱いについて、以下の措置を講じること。

- ① 受領委任制度の導入について、保険者側の判断により導入開始時期が異なる見通しであるため、保険者及び施術所において取扱いの違いや混乱が生じないように、国において統一した基準等を早急に示すこと。

また、各広域連合からの疑義事項について、速やかに回答するなど円滑な情報連携に努めること。

- ② 受領委任制度の円滑な運営や不正等に対する迅速な対応等を行うため、地方厚生（支）局の体制の強化を図ること。

4. 保健事業に関する事項

平成31（2019）年度から実施される後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の一体的な取組に向け、関係機関の役割を明確にし、その取組方針について早急に示すこと。

また、関係機関との円滑な連携のため、速やかに情報提供をすること。

5. 大規模災害に関する事項

大規模災害等により被災した被保険者等の支援に要する費用については、その全額を国による財政支援を実施するよう、恒久的な仕組みを作ることと併せて、各広域連合が実施する保険料減免や収納率低下に伴う保険料減収分についても、財政支援を行うこと。

6. オンライン資格確認に関する事項

オンライン資格確認については、全ての関係機関が導入することによって、被保険者の負担減などの効果が期待されるため、確実に参加するよう国が主導して働きかけていただきたい。

また、システム運用コストについては、十分に精査を行い、保険者の大きな負担にならないよう配慮すること。

以上

平成30年11月15日

厚生労働大臣 根本 匠 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾 俊彦



(2) 保険料軽減特例の見直しについて

保険料均等割軽減特例の見直し

◎ 9割軽減に該当する方

世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下で、世帯の被保険者全員の所得が0円（年金収入のみの場合80万円以下）である被保険者に対する均等割の軽減措置を段階的に見直す。

現 行	平成31年度	平成32年度
9割軽減	8割軽減	7割軽減（本則）
4,885円	9,771円	14,656円

※負担保険料額は、平成30・31年度保険料率による。

※平成31年10月20日時点の9割軽減適用見込人数 184,422人

◎ 8.5割軽減に該当する方

世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下で、9割軽減に該当しない被保険者に対する均等割額の軽減措置を段階的に見直す。

現 行	平成31年度	平成32年度	平成33年度
8.5割軽減	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減（本則）
7,328円	7,328円	10,992円	14,656円

※負担保険料額は、平成30・31年度保険料率による。

※平成31年10月20日時点の8.5割軽減適用見込人数 147,765人

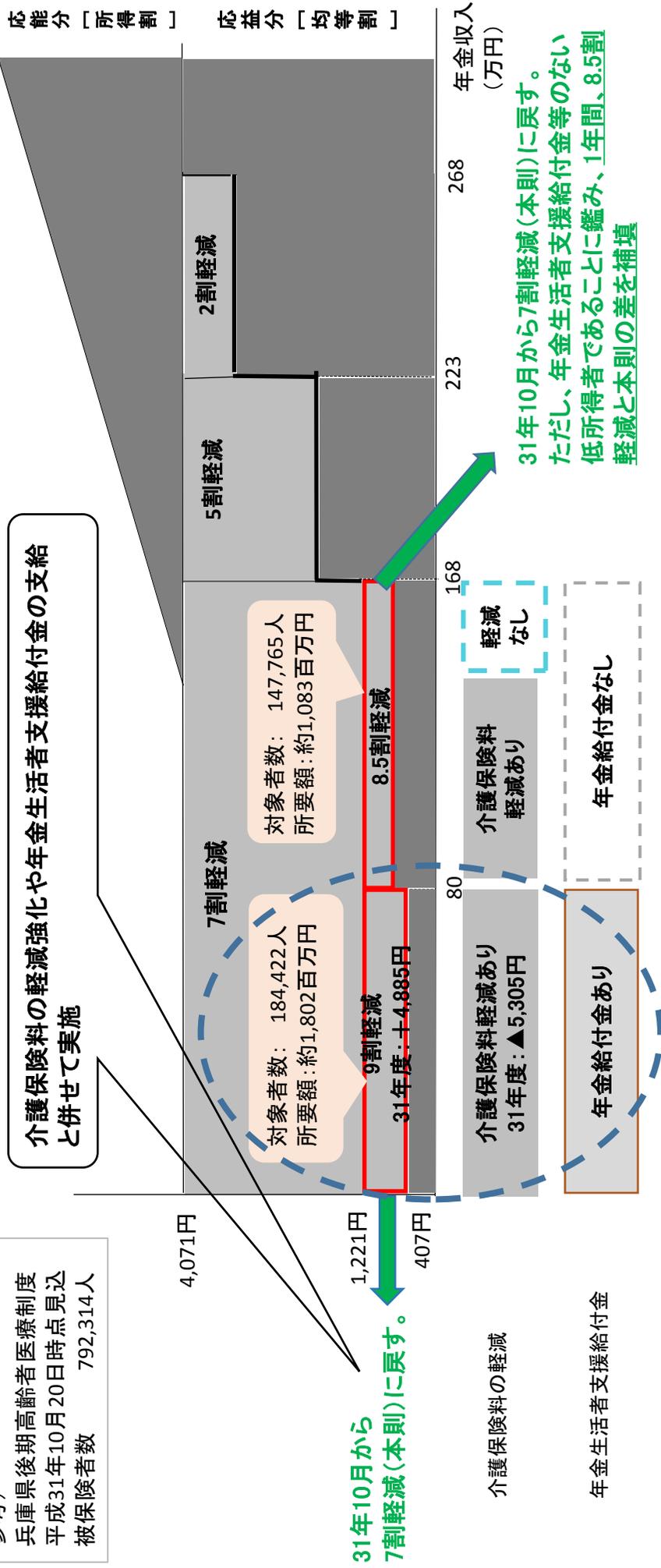
後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直しについて

＜均等割軽減見直しについてのこれまでの経緯＞

「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）決定）
 (2) 均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとする。

参考)
 兵庫県後期高齢者医療制度
 平成31年10月20日時点見込
 被保険者数 792,314人

介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給と併せて実施



※介護保険料軽減額は、兵庫県平均保険料額より算出

(3) 低所得者に係る保険料軽減判定所得の見直しについて

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

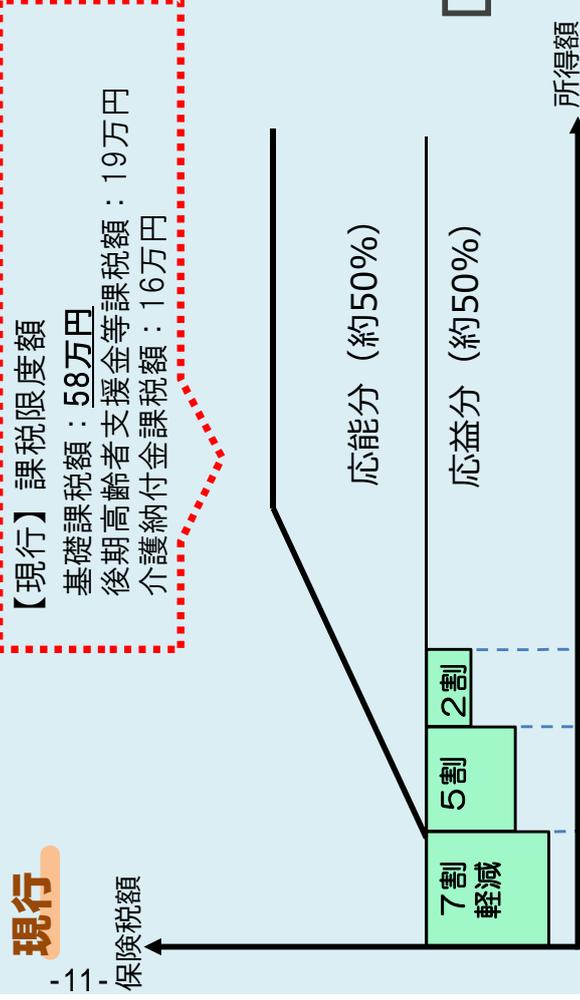
(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。

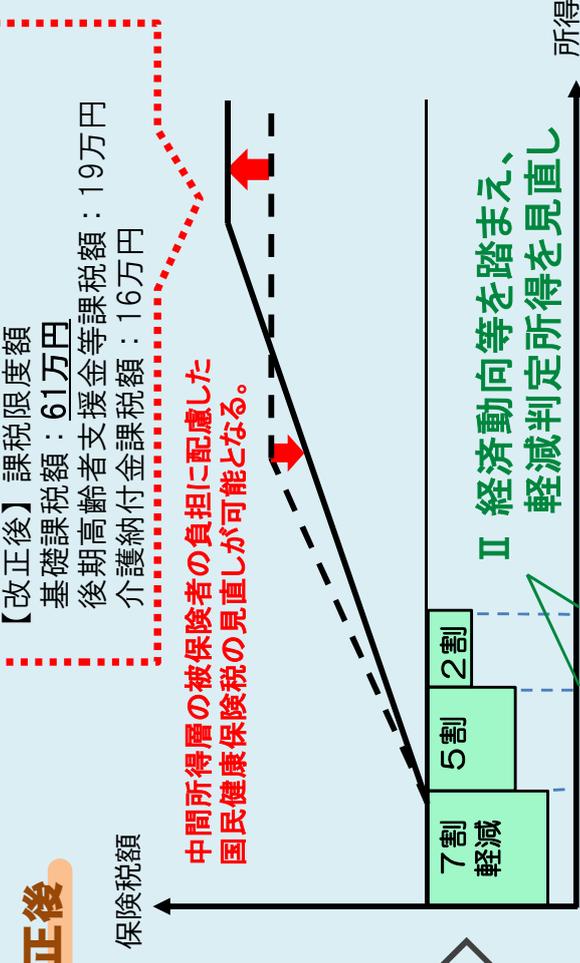
2. 制度の内容

現行



【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+27.5万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+50万円×(被保険者数*)

改正後



【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+51万円×(被保険者数*)

* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(4) 療養費の支給の適正化について

療養費の支給の適正化について

平成31年度より、新たに柔道整復施術等に係る療養費支給申請書の点検業務等を下記のとおり実施する。

1 目的

柔道整復施術、はり灸施術、及びあん摩・マッサージ施術に係る療養費支給申請書の内容点検及び被保険者への施術内容等の照会を行うことによって、療養費の適正化を図るとともに被保険者及び施術師等に療養費の正しい知識の普及・啓発を図る。

2 業務の概要

(1) 支給申請書の内容点検

既に療養費を支給した柔道整復施術、はり灸施術、及びあん摩・マッサージ施術に係る療養費支給申請書の内容を点検する。

<点検予定件数（年間）>

柔道整復施術に係る療養費支給申請書	500,000件
はり灸、あん摩・マッサージ施術に係る療養費支給申請書	135,000件

(2) 被保険者への施術内容等への照会

上記の(1)の内容点検の結果、被保険者に施術内容等について確認する必要があると思われるものに照会文書を送付する。

<照会予定件数（年間）>

11,000件

3 その他

専門事業者に委託して実施する。

(5) 保健事業について

保健事業について

1 平成30年度の実施状況及び平成31年度の実施予定

	平成30年度 実施状況	平成31年度 実施予定
健康診査	生活習慣病の重症化予防、健康づくりを目的に、健康診査事業を実施。実施主体は市町であり、広域連合は、その経費を補助する。	引き続き実施予定。
歯科健診	口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等の実現を目的に、歯科健診を実施。実施主体は市町であり、広域連合は、その経費を補助する。	引き続き実施予定。
重複・頻回受診者訪問指導	被保険者の適正な受診を促し、もって傷病の早期治療及び健康の保持増進を図るため、重複・頻回受診傾向にある被保険者に対して保健師等による訪問指導を実施する。	引き続き実施予定。
<u>重複・多剤服薬者に対する取組</u>	(未実施)	<u>薬剤の重複・多剤服薬の傾向のある被保険者に対して服薬情報の通知書を送付する事業を実施予定(詳細は「2 重複・多剤服薬者に対する取組(予定)」のとおり。)</u>
その他	市町が実施する各種健康増進事業(人間ドック費用の助成、健康教育・健康相談等、健診結果を活用した受診勧奨等、ヘルスケアポイント等の付与他)に対し、その経費を補助する。	引き続き実施予定。

2 重複・多剤服薬者に対する取組(予定)

(1) 目的

被保険者の重複・多剤服薬による有害事象のリスクを低減させるため適正な服薬を促し、もって健康状態の増進を図ることを目的に、重複・多剤服薬の傾向のある被保険者が医師・薬剤師から適正な服薬支援を受けることを促す。

(2) 取組の概要

重複・多剤服薬の傾向がある被保険者に対して、概ね2か月の間に当該被保険者に処方された薬剤の情報が掲載された通知書を送付し、この通知をもって医師・薬剤師に服薬に関する相談を行うことを促す。

(3) 試行実施について

兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者が約76万人、年間の調剤レセプト件数が約870万件、と規模が非常に大きいことから、事業を開始する平成31年度及び平成32年度は県内から2市(※)を選定して試行的に実施し、その効果を確認したうえで平成33年度以降に兵庫県全域において実施するかどうかを検討する。

(※) 被保険者数が全体の概ね5%(4万人前後)になるように選択予定。